

[4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 7 月 18 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	洪水対策（構造物および非構造物対策（洪水予警報を含む））に係る調査
対象国及び類似地域	バングラデシュ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

バングラデシュは、ガンジス川、ジャムナ川、メグナ川の三つの大流域の国際河川が流れ込むデルタ地帯に位置し、年間降水量の 80%以上が集中する雨季には毎年大規模な洪水が発生する。バングラデシュの北東部に位置するメグナ川の中流域には、「ハオール」と呼ばれる海拔 3～5m の低湿地帯が広がっているが、世界最大級の降水域であるインド国内のメガラヤ山脈地域の豪雨に伴う大出水の影響で、雨季にはハオール地域の合計約 8,600km²にも及ぶ広大なエリアが長期に渡り水没する。ハオール地域は当国における米生産の 2 割弱を担う食料生産地であるが（ADB、2023 年）、その収穫期である雨期の初期に來襲するフラッシュ・フラッドと呼ばれる突発的な洪水による被害が頻発している。バングラデシュ政府は、同地域の自然特性に応じた潜水堤防（田んぼへの洪水の流入を防ぎ収穫前の稲への被害を防ぐが、雨季には堤防自体が水没する特殊な堤防）等の整備を行っているが、その整備は十分でない。さらに、当国政府は河川水位が上昇する数日前に洪水予報を行っているが、精度が低くかつリードタイム（予報をしてから実際に洪水が発生するまでの時間）が不十分のため、住民が洪水襲来前に緊急的に米を刈り取る事前対応を行うのに十分な情報提供には至っていない。加えて、近年および今後の気候変動の影響により、降雨強度や時期が変化する可能性があり、インド側を含むメグナ川やバングラデシュ全土における解像度の高い力学的な気候変動影響評価は行われておらず、気候変動適応策の実施において不確実性を抱えている。

このように、バングラデシュの米作は洪水に対して脆弱であり、国土の 42%が浸水した 2017 年の大洪水時には、作物に大きな被害が生じた結果、当国政府は米を緊急輸入する事態となった。そのような状況において、ハオール地域から米を安定的に供給するための洪水対策は、同国の食料安全保障上、重要な課題である。また、ハオール地域の人々は、主な収入源をボロ米（乾季である 12 月～5 月にかけて栽培）の一期作に依存する中、フラッシュ・フラッドにより住民の生計は不安定なものとなっており、ハオール地域はバングラデシュにおいて貧困率が高い地域の一つとなっている（バングラデシュ統計局、2016 年）。

これに対して、JICA はこれまで円借款「ハオール地域洪水対策・生計向上事業」（2014 年度承諾）を実施し、対象県の全 373 のハオールのうち 27 のハオールにおいて、新たな設計や施工方法に基づく潜水堤防等の整備を実施し、当該地域での洪水対策の強化に取り組んだ。また、「ダッカ及びラングプール気象レー

ダー整備計画」において気象レーダーの整備を行ったほか、実施中の「気象気候分析に関する能力向上プロジェクト」において、バングラデシュ気象局への協力を実施し、気象局によるレーダーを用いた量的降水量予測等に係る能力強化に取り組んでいる。一方で、同予測はバングラデシュ国内域に限定した予測であり、インド側を含むメグナ川上流域の降雨予測、住民への情報伝達と事前対応の促進には依然課題がある。

係る状況下において、学術交流協定を締結しているダッカ大学と香川大学が中心となり、それらの課題解決を目指す共同研究の協議がバングラデシュ側政府機関も含め複数年に渡り行われてきた。バングラデシュ政府は、同結果を踏まえ、同国北東部ハオール地域において、低平地における洪水氾濫モデルの開発、ハオールモニタリングシステムの構築、気候変動評価手法の開発、ハオール地域予警報システム改良と防災教育プログラム開発等を行うことにより、先端技術に基づく気候変動影響評価を踏まえたハオール地域の政策、施策などの立案、執行体制の構築を図り、もってハオール地域の洪水リスクの削減およびバングラデシュ全土における気候変動リスクの主流化に寄与することを目指し、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」による「バングラデシュ国北東部ハオール域の高精度洪水予測システムの共創と実装プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施を我が国に要請した。本要請を受け、JICA は協力の枠組について実施機関等と協議、合意すること、本格協力の実施に必要な関連情報の収集・整理を行うこと、本格協力の実施方法、留意事項等について確認し、計画策定結果に纏めることを目的として詳細計画策定調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、SATREPS 及び技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員及び研究者等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA が協力や調査を実施中の案件がある機関については、既存の情報を有効活用しに留意すること。特に、現在実施中または終了済の案件との整合性に留意して調査を行うこと。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2025 年 8 月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）
の上、相手国政府機関の体制、本プロジェクトの協力機関の役割を整理

する。また、JICA が別途契約を予定している評価分析／ジェンダー団員と調整の上、主な援助機関によるバングラデシュの洪水管理に関するこれまでの協力状況・成果・課題を確認・整理する。

- ② バングラデシュの国家開発計画、洪水管理に関する開発計画を収集し、本プロジェクトとの関連性を確認する。
- ③ 仙台防災枠組、SDGs、気候変動への適応、ジェンダー及び障害者への配慮等の国際的な議題との関連性を確認する。
- ④ JICA グローバル・アジェンダの趣旨を正しく理解し、相手国及び関連機関との協議並びに交渉方針を調査団とすり合わせ、共通認識を持つ。
- ⑤ 整理した情報を基に、現地調査で収集すべき情報を検討し、バングラデシュ側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）を対象機関ごとに英文で作成する。質問票（案）は、現地業務開始前までを目途に JICA 及び他分野の団員に提出する。
- ⑥ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討するとともに、担当分野の視点から案件全体の組み立てに協力する。
- ⑦ 調査団内の打合せ（事前勉強会含む）、対処方針会議（対面開催）等に参加する。

（２）現地業務（2025 年 8 月上旬～2025 年 9 月上旬）

- ① JICA バングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
 - ② バングラデシュ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、担当分野に関する説明と質疑応答を行う。また、協議の際には、他分野の団員と協力の上、議事録（和文）を作成し、協議後 3 日以内を目途に団内に共有する。
 - ③ 本プロジェクトの実施に必要なデータを事前に日本側研究者チームに確認のうえ、所持する機関、入手・使用方法などを確認する。
 - ④ 質問票への回答や上記②を通じ、担当分野（ハオール地域の洪水対策及びバングラデシュ国内の気候変動影響評価）に係る情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
- ア）関連各組織の現状を分析・整理する。

- (a) 関連各組織の名称、所掌業務、連携状況、予算（予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み）に関する文献を調査する。

- (b) 関連各組織の所掌業務・実務状況・連携状況、予算（予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み）についてヒアリングする。
 - (c) 関連各組織の能力（部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験等）について情報収集する。
 - (d) 文献及びヒアリング結果等に基づき、担当分野における関連各組織の関与と現状の課題について、整理・分析する。
 - イ) 担当分野に関し、JICA や他援助機関が実施している、あるいは実施済の事業の実施状況や成果・課題を調査・分析し、本プロジェクトとの連携可能性について整理する。
 - ウ) ハオール地域における近年の洪水（複数）を対象に、工学的観点から洪水の発生メカニズムを明らかにする。併せて被害情報を収集する。
 - エ) ハオール地域において洪水災害リスク削減を目的としている既存及び現在策定中の事業計画並びに実施済及び実施予定の事業に関する情報を収集する。
 - オ) 本プロジェクトの社会実装に向けた方向性検討の一助となるよう、ハオール地域における既存の水文・気象観測、洪水予警報と情報伝達システム、洪水・氾濫シミュレーション、気候変動影響評価、地方防災計画の策定、ハザードマップの策定と公開、防災教育等の実務面から見た現状と課題を分析する。特に、洪水予警報、地方防災計画、気候変動影響評価については、脆弱者への配慮も念頭に、ニーズを裨益者にヒアリングし、整理する。
 - カ) 特にオ) の整理を踏まえ、本プロジェクトを通じて検討すべき社会実装の在り方に関する議論を支援する。
 - キ) 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation
（https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html）を参考に、評価分析／ジェンダー団員と協力の下、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本プロジェクトが適応策に資するか判断し、気候変動対策に資する活動と本プロジェクトによる裨益人口の推定を事業計画に組み込む。
- ⑤ 調査結果に基づき、担当分野に係る本プロジェクトの実施内容を他調査

団員とともに検討する。活動においてジェンダー主流化及び障害者配慮に資するものがあれば積極的に提案する。

⑥ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。

- 1) バングラデシュ側からの意見について、洪水対策の観点からコメントし、論理的で実現可能な結論が見出せるよう支援する。
- 2) 担当分野に係る PDM（案）、PO（案）、協議議事録（M/M: Minutes of Meetings）（案）の作成に協力する。
- 3) 担当分野に係る現地調査結果を JICA バングラデシュ事務所、日本大使館等に対する報告及びその資料を作成する。

（３）整理業務（2025 年 9 月上旬～2025 年 10 月上旬）

- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② PDM 案、PO 案、R/D（Record of Discussions）案の作成に協力する。
- ③ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）業務完了報告書（和文）

2025 年 10 月 8 日（水）までに提出。

次の①～②の資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) その他留意事項

1) ダッカ市における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については一律 15,500 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の通減は適用しません。なお、本調査における現地業務は、8 月下旬（時期は未定）のハオール地域での宿泊 3 泊を除き、全てダッカ市での現地業務を想定しています。ハオール地域での宿泊 3 日分については、通常の宿泊単価を使用してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 8 月 9 日～9 月 5 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者よりも 2 週間程度遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前あるいは同時に現地調査を終える予定です。
すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 河川技術（JICA）

ウ) 協力企画（JICA）

エ) 研究協力（日本側研究者チーム）（複数名）

オ) 研究主幹（JST：国立研究開発法人科学技術振興機構）

カ) 研究企画（JST：国立研究開発法人科学技術振興機構）

キ) 評価分析／ジェンダー（JICA が別途契約するコンサルタント）

ク) 洪水対策（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA バングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループから配付しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・要請書（英文）
 - ・案件概要表案（和文）
- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
 - ・2025 年度 SATREPS 新規採択案件の決定について
https://www.jica.go.jp/information/press/2025/20250417_11.html
 - ・地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）における令和 7 年度新規採択研究課題の決定
<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1764/index.html>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体

制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上